

福島県廃棄物処理計画の改定について

平成22年7月13日
一般廃棄物課
産業廃棄物課
不法投棄対策室

1 計画の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第2項に基づき、廃棄物処理計画には、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、以下の事項を定めることとされている。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

2 計画改定の趣旨

廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、県が国が定める基本方針に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し定めなければならない計画となっており、今年度が現行計画期間の最終年度となることから、来年度以降の廃棄物処理計画を定めるものである。

3 計画策定・見直しの経緯

昭和49年12月 福島県産業廃棄物処理計画策定（以後、平成8年3月の第5次計画まで策定）

- * 改正前の廃棄物処理法に基づき策定。

平成14年3月 福島県廃棄物処理計画策定

- * 廃棄物処理法が平成12年6月に改正されたことに基づき策定。

計画期間：平成14年度～平成22年度。平成17年度を中間目標年度。

平成18年3月 福島県廃棄物処理計画見直し

- * 計画期間の中間年度に見直しを行ったもの。

計画期間：平成18年度～平成22年度

4 廃棄物実態調査結果の概要

別紙参考資料3のとおり。（添付を省略しています）

5 次期計画について

(1) 位置付け

廃棄物処理計画は、県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」における重点施策体系〔思いやり－２：美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現〕を推進するための部門別計画である環境基本計画の個別計画に位置付けられている。

(2) 計画期間

今年度、国が改正予定である基本方針において、廃棄物減量化の目標年度が平成２７年度に見直しされる予定であることから、国の基本方針に則り、平成２７年度を目標年度とする。

(3) 計画改定の基本的な考え方

環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換や環境と調和した事業活動の展開を促進することにより、日常生活や事業活動における廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用、適正処理を推進し、循環型社会づくりに向けた取組みを一層進めていくことを基本的な考え方とする。